

日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との 著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書

日本国文部科学省及び大韓民国文化体育観光部（以下「双方」という。）は、

著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）における協力が、双方間の円滑な文化交流を確実にし、相互理解を促進するとともに、文化産業を発展させることについて重要な意義を持つとの認識に至り、

定期的な情報交換をし、共同でフォーラムその他の活動を実施する仕組みを設けることにより著作権等の保護を強化するため、双方間の協力を更に拡大することを希求し、

以下のとおり覚書（以下「覚書」という。）について一致した。

第1項（目的）

本覚書の目的は、情報交換及び協力活動を通じて著作権等における双方間の協力のための包括的な枠組みを構築することである。

第2項（協力分野）

この目的に基づき、双方は以下の分野で協力する。

- (1) 「日韓著作権会議」を毎年一回日本又は韓国において交互に開催する。会議の議題については、事前に協議の上決定する。
- (2) 相互に情報と経験を共有する機会を提供するため、日韓著作権フォーラムを開催する。
- (3) アジア太平洋地域における著作権等を取り巻く環境を改善するべく共に努力する。特に、東アジアの主要国間の著作権に関する政策交流と協力の強化のための共同事業の推進に努力する。
- (4) 官民双方の著作権等の専門家の交換勤務、研修等の人物交流の活性化に努力する。
- (5) 集中管理団体など著作権等関連団体間の相互交流を奨励し、団体間の運営情報等が相互に円滑に交換できるように協力する。
- (6) 双方は、必要に応じて著作権等関連分野での協力を決定するため相談する。

第3項（事業計画の樹立）

- (1) 双方は第2項における協力分野に基づき、年頭に毎年事業計画を立てることができる。ただし、同計画は事業の進み具合に応じ、双方の同意により補足及び修正することができる。
- (2) 双方は個別の協議を通じて本覚書の実施に必要な費用を決定する。

第4項（制限）

- (1) 本覚書に基づく協力は、日本及び韓国が締約国である著作権等に関する国際約束に従って遂行する義務及び両国の著作権に関する法令、規則等の実施に何ら影響を与えるものではない。
- (2) 他の一方の同意がない限り、一方は本覚書の枠組みに基づく情報交換及び協力のルートにより取得した当該他の一方の秘密情報の対外的公開を行わない。
- (3) 本覚書に記された全ての協力事項は、それぞれの予算の優先順位に従うものとする。本覚書は予算措置を義務付けるものではない。

第5項（その他）

- (1) 本覚書は2011年8月26日に日本国東京で署名し、2011年9月6日に大韓民国ソウルで署名した。本覚書に基づく協力は、双方による署名が完了した日から実施される。
- (2) 本覚書に基づく協力は5年間継続するものとし、期間満了の90日前までに、いずれか一方が他の一方に対し書面で終了の意思を通報しない限り、自動的に5年ごとに延長する。双方の別途の決定がない限り、本覚書に基づく協力の終了は、本覚書の枠組み内で実施中であり、完了していない協力事業の実施に影響しない。
- (3) 本覚書を変更し、又は補足する必要がある場合には、双方の書面による同意によりこれを行うことができる。全ての変更及び補足は本覚書の不可分の一部を構成し、書面により確認される。
- (4) 本覚書は、日本語文及び韓国語文を一式とし、また、各々二通作成される。

日本国文部科学省を代表して：
日本国文部科学大臣

高木 義明

大韓民国文化体育観光部を代表して：
大韓民国文化体育観光部長官

鄭 柄國
